



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年1月8日火曜日 第2434号

◇ 目 次 ◇

救急病院の名称及び開設者名の変更..... (医療対策課)..... 1
 飼料の試験結果の概要..... (畜産課)..... 1
 加入区の設定(特定養殖共済)..... (漁政課)..... 2
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課)..... 2
 道路の区域変更(県道今治波方港線)..... (東予地方局今治土木事務所)..... 2
 道路の供用開始(県道今治波方港線)..... (")..... 2
 道路の供用開始(県道桜井山路線)..... (")..... 3

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... (県民活動推進課)..... 3
 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (")..... 3
 労働委員会第40期委員の補欠委員候補者の推薦..... (労政雇用課)..... 3

告 示

○愛媛県告示第1号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院から、次のとおり名称及び開設者名の変更の届出があった。

平成25年1月8日

愛媛県知事 中村時広

名 称		所 在 地	開 設 者 名	
変 更 前	変 更 後		変 更 前	変 更 後
医療法人愛媛会石川病院	社会医療法人石川記念会石川病院	四国中央市上分町732番地1	医療法人愛媛会	社会医療法人石川記念会

○愛媛県告示第2号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号。以下「法」という。)第56条第1項及び第2項の規定により平成24年10月及び11月に収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

平成25年1月8日

愛媛県知事 中村時広

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試 験 結 果 の 概 要												違反の内容
				粗たん白質	粗脂肪	カルシウム	りん	粗繊維	粗灰分	揮発性塩基窒素	水溶性窒素	ペプシン消化率	消化養分総量	代謝エネルギー	その他の検査	
岡山県倉敷市日本農産工業株式会社水島工場	愛媛県東温市有限会社愛媛相互運輸	ノーサン印プロイラー肥育前期用配合飼料ジョイスタークランブル	平成24・10	% 22.9	% 6.7	% 0.99	% 0.75	% 2.9	% 5.8	-	-	-	-	-	-	無
岡山県倉敷市西日本飼料株式会社	愛媛県大洲市愛媛県酪農業協同組合連合会南予指導事務所	ファイティング73N	24・10	16.6	2.5	1.01	0.48	4.3	5.0	-	-	-	-	-	-	無

岡山県倉敷市 中部飼料株式会社 水島工場	愛媛県西条市 マルノー物産株式 会社	マル中印ほ乳期 子豚育成用配合 飼料 マックス	24 ・ 10	18.3	5.0	0.78	0.60	2.5	4.8	-	-	-	-	-	-	無
愛媛県宇和島市 JA西日本くみあ い飼料株式会社 宇和島工場	同左	くみあい配合飼 料 成鶏用EC15	24 ・ 11	16.8	4.7	4.98	0.54	2.3	13.4	-	-	-	-	-	-	無
愛媛県宇和島市 JA西日本くみあ い飼料株式会社 宇和島工場	同左	くみあい配合飼 料 マトニティ72M プラス	24 ・ 11	14.7	2.4	0.89	0.64	3.6	5.0	-	-	-	-	-	-	無

注1 飼料の名称の欄中「規」は、法第27条第1項又は第29条第2項若しくは第30条第2項の規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

3 違反の内容の欄は、表示成分量に対して過不足があった場合の当該過不足の量等を示す。

○愛媛県告示第3号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の3第1項第2号の規定により、一定の区域を次のように定める。

平成25年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

わかめ養殖業

加入区の名称	区 域
高浜町加入区	高浜町漁業協同組合の地区
宇和島加入区	宇和島漁業協同組合の地区

○愛媛県告示第4号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成25年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成25年 1月 8日から 1月21日まで

○愛媛県告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市杣田字町田甲297番5から 同市杣田字高田甲658番5まで	旧	メートル 6.4~21.0	キロメートル 0.209	
			新	13.6~27.0	0.209	

○愛媛県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治波方港線	今治市杣田字町田甲297番5から 同市杣田字窪甲156番8まで	平成25年 1月 8日

○愛媛県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	桜井山路線	今治市上徳字大道上甲737番6から 同字乙1番9まで	平成25年 1月 8日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年12月19日	特定非営利活動法人 住・環境デザイン研究所	村 上 洋 子	松山市余戸南4丁目13番45号	この法人は、広く一般市民を対象として、快適で持続可能な生活環境づくりのための事業等を行い、豊かな環境社会の増進を図るとともに、第三者機関として中立的な立場で、環境・エネルギー等に関する調査・研究・開発・情報発信及び政策提言を行うことにより、広く公益に貢献することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年12月18日	特定非営利活動法人 J M A C S	中 野 博 子	愛媛県松山市千舟町6丁目1番地 3 チフネビル501	この法人は、乳幼児から高齢者に対して、個性の尊重と人格の尊厳保持を理念とし、国際ネットワークの構築と情報交換によって、誰もが安心して暮らせる生活空間の研究と実践をめざし、保健・医療・福祉に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県労働委員会第40期委員の補欠委員候補者の推薦について

第40期愛媛県労働委員会労働者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法（昭和24年法律第174号。以下「法」という。）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号。以下「政令」という。）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の労働者委員の候補者を推薦する資格を有する労働組合は、委員候補者を次により推薦してください。

平成25年 1月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 推薦者の資格

労働者委員の候補者について推薦資格を有する労働組合は、法

第5条第1項の規定による法第2条及び第5条第2項の規定に適合するとの立証を受けている労働組合であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成25年 1月 8日（火）から22日（火）まで

4 推薦方法

推薦書（別記様式）を平成25年 1月22日（火）までに愛媛県経済労働部管理局労働雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の書類を添付してください。

- (1) 政令第21条第3項の規定による愛媛県労働委員会の証明書
- (2) 次の事項を記載した委員候補者の履歴書

ア 氏 名

イ 生年月日

ウ 本 籍

エ 現 住 所

オ 学 歴

カ 経 歴

キ 所属政党

別記様式（4関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

労働組合の名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合及び その地位	労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の4 第1項該当の有無